

139その他の木材加工用機械を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生 時	死傷災害事例	年 齢	事 故 の 型	小業種	労 働 者 規 模
1	2017	12	11~12	自社営業所の工場内において、鋸くずの製造を行っていた。大型鋸くず機械の作動中に、機械に近寄って清掃作業をしてしまったため、ベルトコンベアーを動かすローラーとゴムキャタピラとの間に、右手先部分から肘の手前部分まで挟まれ、数分間挟まれたまま手の甲の部分が摩擦されてしまった状態である。	52	7	10409	1~ 9
2	2017	12	9~10	スプリッター（大径材割機）にて、直径約30cmのクヌギ材を割る作業中、材が割りきれなかったため、トビを使って材を引き寄せたところ、誤って自身の左足甲部に落ちてしまい、親指を骨折した。	19	6	10409	10 ~ 29
3	2017	12	13~14	プレカット工場の柱加工機で、ローディング先端の材をつかむ箇所での滑り止めのゴムが剥がれていたため、ビニールテープで補強していたが、テープの先端が剥がれ、下端センサーに反応したので、テープの先端を切ろうと手を入れた際、非常停止等の措置を取らなかったため、ローディングが前進した。その際、右手を上挙げたがローディング先端上部に右手指が掛かり、ローディングの前進方向に持って行かれ、右腕が支柱とローディングの間に挟まれて負傷した。	37	7	10401	50 ~ 99
4	2017	12	14~15	自社作業場で、廃材として回収した樹木（長さ30cmに切断したもの）を油圧式薪割り機（高さ50cm位）を使って割る作業をしていたとき、樹木（薪）が転がらないように手で押さえていた	29	8	150102	10 ~

				が、薪が動いた拍子に右手が滑り、薪を割るための突起物に挟まり、右手中指末節部の軟部を欠損した。				29
5	2017	12	11~12	本社工場内に於いて丸棒の先端を細くする作業中に発生した。作業はΦ22×600の木製丸棒を鉛筆削りと同じ原理で先端を細くする作業で、具体的には丸棒を両手で掴み先端を回転刃物に押し入れテーパ状にする物である。事故の様子は、先ず作業中に回転刃物内で丸棒が割れ、その為に掴んでいた丸棒が引き抜けず、装着していたゴム手袋が手と丸棒に密着して丸棒を放すことができず、その事で手が強い回転トルクを受け右手小指・薬指が損傷に至った。	37	7	10409	10 ~ 29
6	2017	12	10~11	進入路の植え込みの剪定をしている際、邪魔な枝等を左手で避けながら剪定用の電動トリマーでの作業を同時に行っていたところ、左手に電動トリマーが接触してしまい、左手中指を裂傷した。	53	8	140301	30 ~ 49
7	2017	11	8~9	工場内において、リングバーカー（皮はぎ機）の始動前の点検時に、縦送りローラーにオイルを注入していて、足を近づけ過ぎたのでローラーに巻き込まれて、負傷した。	52	7	10401	10 ~ 29
8	2017	11	15~16	作業所内で午後から通常させていない作業で被災者が型枠をサンダーで切断している時、サンダーがはね返り、刃（ノコギリ刃）が被災者の左足膝上・太腿部あたりに接触し受傷した。	29	8	30209	10 ~ 29
9	2017	11	10~11	工場において、家具の製造作業中、木材を加工するため昇降盤で切断していたところ、昇降盤の刃が木材を噛み跳ね返った木片が左手に当たり負傷した。	74	4	10409	1~ 9
10	2017	11	16~17	倉庫1階プレス機作業場にてソフトトレイをプレス機に投入していた際、足場（高さ26cmのパレット）から右足を踏み外しバランスを崩して右腹部をプレス機本体に強打する。診断の結果、右肋骨にヒビが入っていた。	44	7	10409	300 ~ 499

11	2017	11	10～ 11	会社敷地内において薪割り機を使用して作業中に、薪を機械にセットする側と機械のスイッチを押して動かす側の安全確認がお互いに不十分だったために機械を動かした結果、薪と機械の間に右手を挟み小指及び薬指を負傷した。	71	7	10901	10 ～ 29
12	2017	11	10～ 11	11階床の上で、6尺の脚立の3段目に上がり、柱に梁底を乗せて、エアードリルで止める時に、左手でラジエットを持ってベニヤの面を合わせて、右手でガンを持って、釘を止める時に、柱の枠に右肘が当たり、その反動で滑り、左手首にガンが当たり、引き金を引いた。	45	8	30201	1～ 9
13	2017	11	14～ 15	材料の片付け作業で移動する為、倉庫にて廃材・材料等（180cm×120cm）をトラックに積み込みをしている時キャリアから左足を踏み外し、トラックのキャリアから落ちて、あおりに腹部を強打して負傷した。	38	7	10409	10 ～ 29
14	2017	11	14～ 15	工場内にて測量杭の製作作業中、機械に杭が詰まってしまい機械が停止した。詰まった杭を取り除いたが別の箇所に杭が詰まっており、機械が動かなかったので別の詰まっていた箇所の杭を取り除いたところ杭と機械のレーン部分の間に指を挟んでしまい受傷した。	54	7	10401	10 ～ 29
15	2017	10	13～ 14	木造新築工事現場で外部パネル貼り（ノボパン）を貼っている時に、エアードリルにてN50の釘をパネルに打っていた。その最中にエアードリルが弾んで、連射で打っていたため、レバーを握ったままにしており、ドリルが左の小指に当たり小指の先端から薬指の第2関節へ左斜めに突き刺さった。	41	8	30209	10 ～ 29
16	2017	10	10～	休憩後、工場内で材料の、のり付作業を始めるため、のり付機の準備を1人でしていた時、ゴムローラーに小さなゴミがついているのを見つけ、ローラーの回転スイッチを入れたままの状態、右手親指の爪でゴミをとろうとして、指先をローラーに巻き込まれた。すぐ非常停止のロープで、ローラーの回転を止	20	7	10501	10 ～

			11	めたが、右手親指がローラーに挟まった。近くに来た別の工員が気づき、すぐにローラーをひろげて、親指を抜いてはずした。骨折はしていなかったが、右手親指先が圧迫により損傷した。					29
17	2017	10	16～ 17	工場内にてパネルソーで木製パネルを加工している際、鋸が回転移動中に横から残材を取り除こうとして指が刃物に接触、左手の指に裂傷を負った。	57	8	10501	10 ～ 29	
18	2017	10	16～ 17	当店作業場にて電動ノコギリで竹材のカットを行っている最中、竹を押さえていた手を滑らせ、まわっているノコギリに指が触れた。	27	8	10409	1～ 9	
19	2017	10	10～ 11	工場内で、ギャングソーで、木製位牌を作成するため切断加工していた際、残りの木材が鋸刃に触れ引っかかり、反発して戻り、よけきれず、右手甲にあたりを負傷した。	65	4	10409	1～ 9	
20	2017	10	17～ 18	当社敷地内で、草刈作業を行う際、草刈機を砂利の上に置いて、保護メガネをしていない状態でエンジンを掛けたら、回ったノコ歯が砂利に当たり、ノコ歯先端が3mm角程欠けて、それが右目眼球に刺さった。当初は痛みもさほどではなかったため、砂利が目当たった程度と思っていたが、後日、目が痛み出して来た。	40	8	30106	10 ～ 29	
21	2017	10	15～ 16	工場内で、電動ドリルで、木材に穴を開けていた時ドリルの刃が木材の硬い所（節）にかんでしまい、ドリルの回転が止まったと同時に電動ドリル本体が回転し、支えていた右手首を捻り骨折負傷した。	69	19	10402	30 ～ 49	
22	2017	10	17～ 18	製材工場、横切機でフローリング原板のカット作業中、チップソーが戻るのを確認しないまま原板を横切台から下ろそうとして、誤って左手をチップソーに触れ左手人差指を負傷する。	53	8	10401	10 ～ 29	
				お茶畑でスソ刈りをしている時、スソ刈り機（バリカンのよう					

23	2017	9	15～ 16	なもの) でスソに出ているカズラを取りながら作業をしていたため、バリカンの近くのカズラを取ろうとした時に、誤って右人指し指先を負傷した。	69	8	10109	1～ 9
24	2017	9	11～ 12	作業場で倉庫内事務所新設工事の木材の加工の為、電気のこぎりを使用中に手をすべらせて、左手薬指の先を負傷した。	64	8	30202	1～ 9
25	2017	9	11～ 12	建設の竹林伐採現場で、竹を刈り払い機で刈り払ったところ、キックバックして左足の足首に当たり切創した。	52	8	30309	30 ～ 49
26	2017	9	22～ 23	入力ミスによるトラブルが発生し、ラミナ（集成材原材料木材）を再度流すための作業を行うため、コールドプレスの機械に上った時に足を滑らせ落下、その際、頭と背中を負傷した。	18	1	10401	30 ～ 49
27	2017	9	13～ 14	二又分造林地内において、刈払い作業中に自分が刈払いして細かくした幹が草むらにあることを気が付かず、作業をしていたところ、直径8cm、長さ10cmの幹が跳ね返り、スネ当ての上の右膝に当たり打撲した。	53	4	60209	1～ 9
28	2017	9	9～ 10	当社工場内で、木枠を自動くぎ打ち機で45ミリの釘を打ち付ける作業中、途中、機械の整備のため油を注入し、その後作業を開始し、釘打ちした瞬間に手が滑り右足の膝より上の部分に当て釘を打ってしまい、負傷した。	65	8	10409	10 ～ 29
29	2017	9	9～ 10	1尺と6尺フローア-基材の塗装ラインで段取り替え中に、基材の表面研磨をするドラムサンダーのペーパーを交換し清掃をしようとし、サンダーの停止ボタンを押し停止させた。ペーパーを外しエア-ガンで清掃する為に、今度は起動ボタンを押してペーパーが無いままドラムを回転させた。30cm位ノズルの付いたエア-ガンでドラムのゴミを飛ばそうとドラムに近づけた時に、回転していたドラムにエア-ガンの先端が接触しそのまま右手にエア-ガンを持ったまま、ドラムと押さえロールの間に巻き込まれた。	46	7	10409	30 ～ 49

30	2017	9	5～6	早朝から投入作業中、被災者（実習生）実習生の3名で横架材4000番の掃除作業を始めた。通常通り投入作業者が投入側掃除を終え、五軸加工機付近の掃除まで手伝い、40分後に終了。再稼動のため投入作業者が投入側に戻って運転信号を出したところ、五軸加工機から実習生の叫ぶ声が聞こえ、見に行くと被災者がB軸の機械部と支柱の間に挟まれていた。救出後、被災者の意識がなかったため、救急車を要請し病院へ搬送した。	30	7	10401	～ 299	100
31	2017	9	13～ 14	製材機械に木材が引っかかり、それを解除しようとして、機械のスイッチをオフにしたが完全に機械が止まる前に手を出してしまい、回転していたローラーと木材の間に左手中指を挟んでしまった。	58	7	10409	～ 29	10
32	2017	8	13～ 14	製材工場内にて、2m横バンドソーで作業中、背板リターンデッキのチェーンがレールから脱線した。その際、チェーンを稼働したままトラブルを処理しようとしたため、チェーンとスプロケットの間に右手薬指を巻き込み、爪の根元から切断した。	23	7	10401	～ 99	50
33	2017	8	14～ 15	個人宅地震復旧工事現場において、リビングの壁面にスクリューボルトを打ち込む作業中、電動ドリルの回転力に負けてしまい、右手を捻り骨折してしまったものである。	64	19	30202	～ 49	30
34	2017	8	16～ 17	製材工場ライン内のチップパー工程（木材粉碎機）で作業中、木屑搬送用ベルトコンベアーに木屑が挟まったので取り除こうとしたが、ベルトコンベアーを停止せずに素手で取り除こうとしたため、ベルトコンベアーに右前腕を巻き込まれた。	26	7	10401	～ 29	10
35	2017	8	15～ 16	自社工場において、木材を加工する作業中に、機械のゴムローラーと木材の間に右手中指が挟まれて負傷した。	39	7	10503	1～ 9	1
36	2017	8	11～ 12	集積土場にて、架線により集材されたスギ材をチェーンソーで切断作業中、切断した材（直径18cm、長さ約2m）が手前に転がり、その材が被災者が持っていたチェーンソーに当たり、そ	76	8	60201	1～ 9	1

				の反動でチェーンソーの刃が右足膝付近に接触して負傷した。				
37	2017	8	14～ 15	電動バリカンで樹木を切っていたとき、誤って右膝に電動バリカンの刃が当たり負傷した。	34	8	60101	1～ 9
38	2017	8	14～ 15	工場内において、ダボ打ち機を使い、木材（10cm四方）の加工中、同材に左手を添えて木材を押さえるためワークボタンを押したとき、下降してきたクランプと木材の間に誤って左示指を挟んでしまい負傷した。	34	7	10402	10 ～ 29
39	2017	8	9～ 10	下刈り（草刈）をしていたとき、急斜面で足が滑った際に、刈払機の回転刃が枯れ木に接触し、キックバックにより回転刃で自分の左足を切った。	48	8	60201	1～ 9
40	2017	8	10～ 11	自社工場において、住宅収納用棚板（木製、25t×398W×400D）の加工を、切断機にて毛引2段カット作業で400×398mmに仕上げている段階で、初面カット工程から仕上げカット工程に移る時点で、材料を押さえていた左手指に刃物が上昇して来て、甲側の小指と薬指に接触し切創した。	24	8	10501	10 ～ 29
41	2017	8	9～ 10	チップパー機のベルトカバーを取り外すとき、鉄板製カバーの上から誤って滑り落ち、左足首を骨折した。	64	1	10904	10 ～ 29
42	2017	8	11～ 12	工場内において、木工用の裁断機（マルチトリミングソー）から自動的に裁断され出てくる板（約35cm×30cm）を台から取りのぞく作業中、裁断された板の切れ端やゴミを振り払おうとし、裁断機の刃のそばまで手を入れてしまい、右手人差し指と中指を負傷した。通常はビニールカーテン手前での作業であるが、当日はカーテンを越えて振り払った。	37	8	10501	10 ～ 29
43	2017	8	11～ 12	個人宅納屋新築工事に伴い、足場板上に座り、外壁の下地材をエア式釘打機を使って留めていたところ、誤って外してしまい、右ひざの上部を打ってしまい負傷した。	44	6	30202	1～ 9

44	2017	8	13~ 14	当社作業場で折箱に使用する合板作業機械を取り扱い中、こぼれた糊を拭き取る作業中、右手がローラーに挟まれて、負傷した。	50	7	10409	30 ~ 49
45	2017	7	11~12	工事現場にて作業中、エアードリル機を取る際、ホースがひっかかり、エアガンが手元から離れ、再度キャッチする時に誤ってヒザに釘を打ってしまった。	62	8	30201	1~ 9
46	2017	7	9~10	山林で、下刈作業中に刈払機で左前方向を刈っている時にキックバックを起こし右足側に刃が飛び第一趾、第二趾第三趾を切傷した。	19	8	60201	10 ~ 29
47	2017	7	11~12	構内にて、ヘッジトリマー（ブレード長600mm）を使用して、低木（サツキ）の刈り込み作業中、低木の上端をヘッジトリマーを横に向けて刈り込みをした後、低木の側面を刈り込みするために、ヘッジトリマーを縦向けに持ち替えようとした際、左手で前方グリップを掴もうとしたが、誤って左手薬指がヘッジトリマーの刃に接触し、薬指の先端を切断・負傷した。	75	8	60101	30 ~ 49
48	2017	7	16~17	工場作業場で研磨作業中ディスクグラインダーが研磨中の木のすき間に入り込み回転の勢いでディスクグラインダーが制御不能になり手首を切る。	49	8	10409	1~ 9
49	2017	7	14~15	本社工場にて作業するため釘鉄砲を準備する際、鉄砲のトリガーを引いたまま脚に鉄砲を当ててしまった。その際、誤発射してしまい、釘が脚に刺さり、右脚を負傷した。	18	4	10409	50 ~ 99
50	2017	7	11~12	第2期4号棟で2階建ての方の際床部分の梁の針止めをしている時、雨で滑ってしまい誤って左足を針打ち機で打ってしまい負傷してしまった。	25	8	30202	1~ 9
51	2017	7	10~11	幅約4m~5m、水深約30cmの川沿いで、樹高約4m・根元径（切口）8cm~10cmの雑木（柳）を伐採したところ、木が根元からしなっており、伐った拍子にチェーンソーのバーに木が乗り木の重さとしなっている反動で、根元付近についていた左足	63	8	30107	10 ~

				に向かってチェーンソーが押し戻され、チェーンが回っている状態で左足の甲から足首付近に接触してしまった。				29
52	2017	6	20～ 21	当社工場内の作業場で、面取り機による木箱（直方体30cm×11cm×8cm）の面取り作業中に、木箱を押さえていた左手が誤って滑り、機械の刃に接触して、左手第三指、第四指の指先部分の皮膚を損傷した。	58	8	10602	30 ～ 49
53	2017	6	9～ 10	木造住宅1階のトイレ（幅約80cm、長さ125cm）にて、便器撤去後の床板を貼り替えるため、電動丸鋸にて開口しようと床面に当てた際に、強い反動を受け、直近の右足親指より第3指まで裂傷を受けたものである。	63	8	30202	1～ 9
54	2017	6	13～ 14	住宅の土台引き工事中に、釘打機トリガーを引いたまま左膝上部に当ててしまい、発射してしまった。	47	8	30202	1～ 9
55	2017	6	11～ 12	傾斜板にて木を切断中、木が滑って、指が刃物に触り、左手中指・薬指の先と表面を切った。	67	8	10501	10 ～ 29
56	2017	6	11～ 12	ベニアレース（原木を大根のカツラ剥きの様に薄く切削する機械）のナイフ（刃渡り約220cm、重さ約60kg）を交換する為、移動台車にナイフを載せて反転させた時に、台車の溝に上手く入らず、治具を使用して直す際に足を滑らせ、左手がナイフカバーに接触し、カバーが外れて刃先に左腕（手首下）が当たり切れた。	38	8	10402	100 ～ 299
57	2017	6	14～ 15	木枠梱包作業時、材木を押さえ、釘打ち機で釘を打ったところ、釘が曲がり左手に刺さった。	67	8	11403	10 ～ 29
58	2017	6	9～ 10	使用する木枠（60cm×3m程度）を立てて、電動ドリルで穴を開けながら金物を取り付ける作業を二人組で行っていた。周囲で電動ノコを使用していて声が聞こえず、木枠の裏側で押さえ	56	7	30201	50 ～

				ていた被災者の右手まで巻き込んでしまい、受傷したものである。				99
59	2017	6	14～ 15	派遣先工場内で木材をカットする加工作業を行っている際、機械に木材をセットして、固定する為に固定用のボタンを押した時、自らの手を引くのが遅れてしまい、機械の固定部分と木材の間に、左手の中指を挟んでしまった。	34	7	170101	10 ～ 29
60	2017	6	17～ 18	工場内木取場で木工機械のパネルソーを調整中、機械の裏にあるチェーンを操作していた時、誤ってチェーンが外れて、上にあるモーター部分が落下し、頭部、左腕、目、左足にぶつかり負傷した。	59	6	10501	—
61	2017	5	9～ 10	現場にて土台及び床根太作業時、隣で根太運搬中の被災者と、釘打作業をしていた別作業者の釘打機が接触した。その際、釘打機のトリガーに指を掛けていたため釘が発射され、被災者のヘルメットの上から釘が刺さり被災した。	57	6	30202	1～ 9
62	2017	5	10～ 11	伐採した樹木を粉砕機を使用し粉砕する作業中、粉砕した木屑が粉砕機排出口に詰まったため、排出口を清掃しようと右手を排出口に入れた時、粉砕機回転翼に右手を挟まれた。なお、粉砕機は弊社がレンタルし、現場に持ち込んだ物を使用していた。	24	7	30109	10 ～ 29
63	2017	5	13～ 14	会社構内にある、おが粉製造機械の上部シュートに木片が詰まり、手を差し伸べ取り除こうとした際に、誤操作により、材押さえ部分に左上腕を挟まれた。	58	7	10401	10 ～ 29
64	2017	4	17～ 18	ウッド工場内の回転プレスロールコーター設備機械の清掃作業中、セレクトスイッチを停止せずに作業を進めていた為シャフトに右手袋（右手）が巻き込まれ右腕手首から肘までの骨を骨折した。	22	7	10409	50 ～ 99
				自動カットソーの投入口で、木材を投入し、スタートしたので、次の材料を投入しようとした時、その先端部が、動いてい				10

65	2017	4	11~ 12	るスターターガイドに当たり押し戻された為、握っていた部分が、手をはなれ、陰のう部に当たり負傷した。また、左手の親指付け根の筋肉にも当たり打撲した。	34	6	10401	~ 29
66	2017	4	10~ 11	高速カッターで木材を切断する際、切断した木材を取る時にカッターの刃の下から取り出そうとしたので持ち上げた時、手の甲がカッターの刃に当たり負傷した。	53	8	11109	~ 29
67	2017	4	16~ 17	新築現場にて、丸ノコを使って下地材を右手でおさえて左手で切っていたとき、誤って親指先を切断した。	62	8	30202	10 ~ 29
68	2017	4	11~ 12	1階の工場で木地に溝加工をする取手のサンプルを作ろうとしていた。ルーターマシンの台に木をセットして、回転している刃物を作動させた時に手で固定して木をずらそうとした際、刃物にひっばられて指を切ってしまった。ルーターマシンは刃物が固定されていて上より下に動かして溝加工するが、右から左へ移動中の事故である。	51	7	10501	1~ 9
69	2017	4	18~ 19	工場構内に於いてチップ室の掃除中、剥芯チップの入口を横になった剥芯が塞いで挿入コンベアに剥芯が溜まっていることに気付いたので挿入コンベアを停止してチップの入口を塞いでいる剥芯を手で取り除こうとしたが、掴んだ剥芯が回転したままだったチップに触れたため弾かれて右手をガイドに強く打ち付け被災した。	41	6	10402	100 ~ 299
70	2017	4	15~ 16	工場内で、くぎ打ち機を使って木材加工品のパレットを作成していたところ、誤ってくぎ（長さ45ミリ）が、右手人差し指に貫通した。	74	8	10409	1~ 9
71	2017	4	15~ 16	自社所有のアパート内装工事にて、工具点検準備中に誤ってサンダーを作動させてしまい、左手首が接触し負傷した。	46	8	30202	10 ~ 29

72	2017	4	10~ 11	資材置場で工具のメンテナンス中に、電動工具（ハンマードリル）に、ゴム手袋が巻き込まれ負傷した。その後、職場の従業員を迎えに行く途中に耐えられないほどの痛みとなった。	24	7	30309	1~ 9
73	2017	3	15~16	木材加工工場において、被災者は長さ4m・末口12cmの厚木を丸棒削機で製材加工を行っていた際、機械を通った製品（4m直径10cm）がローラコンベアで停滞していたので、荷台に製品を移動させようとしていた時、次に機械を通ってきた製品との間に挟まれ、右手小指を負傷した。	57	7	10401	1~ 9
74	2017	3	19~20	被災者は電動鋸機を使って、木材（厚み10mm×巾100mm×長さ2000mm）をカットしていた。機械に挟まった木材の木屑が気になり除去しようとした時に、刃が回転した状態で取り除こうとしたため、木屑が跳ねて指に当たり負傷した。	65	6	11301	50 ~ 99
75	2017	3	9~10	木製パネルに電動ドリルで穴を空ける作業中、パネル側面から穴を開けようとしたが、節に当たったので、慌てて停止レバーを戻してドリルをパネルから抜こうとした。その際、ドリルの回転が止まっていない状態で抜いたため、ドリル本体が揺れたので落とさないようグリップをつかみ、右手薬指をドリルにぶつけて負傷した。	57	7	10409	50 ~ 99
76	2017	3	11~12	工場内において、横型の特殊プレス機で木製品のエッチ貼り作業を行っている際に、材料をセットし押さえている状態の時に誤ってプレスのスイッチを足の一部で押ししてしまったため、両手の指先をはさみ負傷した。	39	7	10409	30 ~ 49
77	2017	3	16~17	リングバーガー（丸太皮むき機、高さ1.5m位、5~6段のはしごで台に上って作業）の作業中、機械に溜まったゴミを掃除していて後方に下がったところ、台を踏み外し地面に転落し、胸を強く打った。	68	1	10401	1~ 9
				工場内で、廃材をオガ屑製造機に入れオガ屑を作る作業中、廃材が食い込み機械が動かなくなったため、押さえをチェーンブ				

78	2017	3	14~15	ロックでつり上げ廃材を取り除いた後に、少しの材が残っているのに気づき送りローラーで押し出そうとローラーのスイッチを入れようとしたところ、鋸のスイッチを押して作動させてしまったため、右手指と甲が鋸に触れ負傷した。	65	8	10401	1~9
79	2017	3	11~12	小屋の解体作業中にサンダーで手を切った。	39	8	40301	10~29
80	2017	2	11~12	箸の原形生産をするデバイダーのオペレーターをしていた。 (キャタピラコンベアは動いている。) キャタピラの台にセットしたコア(材料)がキャタピラの端に乗り上げ、それを直そうと右手を伸ばしたところ手袋が引っ掛かり押さえ板とコアに挟まれた。	53	7	10409	10~29
81	2017	2	16~17	集成工場内の4面モルダーで材料の切削作業中、機械の定盤の上に付いた物を取ろうとした際に、回転している刃物に左手前腕が接触した為巻き込まれてしまった。	57	8	10401	30~49
82	2017	1	17~18	工場ではプレス機に材料(板)を入れていたとき、焦り過ぎていたため確認を怠り、右手を挟んでしまった。	48	7	10409	1~9
83	2017	1	16~17	工場内において、モルダー機を使用して木材を加工している際、ローラー部稼働中のままローラー部にたまった木材端材(ゴミ)の除去作業をしている時に、左手をローラー部に挟み負傷した。	61	7	10409	1~9
84	2017	1	17~18	自社の土場で改修工事の現場から持ち帰った葦の束(径40cmくらい)をツグリップ式草刈機を用いて短く切断していた時(処理場で廃棄するため)、エンジンを高速にしていたため、はずみで刃先が左足の方へ回転してきて当たった。	55	8	30107	1~9
			13~	被災者を含め、7名で背負式枝打機を使用して18年生ヒノキの枝打(2~4m)作業を行っていた。被災者はハシゴに登り、枝打機を使用して上部の枝から枝打ちを行っていたが、他の枝				10

85	2017	1	14	に引っかかり落ちずに残っていた枝が、その下で作業していた被災者の右手に持っていたカッターの手元に落ちてきたはずみで、カッターの回転刃が左手に接触し負傷した。	61	8	60209	～ 29
86	2017	1	8～9	ドライヤーアンローダーから方転コンベアに向かうところにあるロールの交換作業をしていた。ロール両端のボルトをはずして交換しようとした際、ロールが転がり落ちて、左手の薬指を挟んだ。	30	7	10402	100 ～ 299
87	2017	1	13～ 14	本社工場内にて薄板を重ねて耳を切りそろえる作業中、誤って右手が刃にふれてしまい、右手、示指と中指を負傷した。	62	8	10409	30 ～ 49
88	2017	1	9～ 10	自社工場内においてボール盤にて木作業中、左手で木屑を払おうとしたところ、機械の刃に手袋が巻き込まれ、左第2指、第3指を負傷した。	65	7	10409	1～ 9
89	2017	1	13～ 14	現場でボルトを通す穴をドリルで開けていたとき、とめてあったビスが斜めに刺さっていたのでドライバーで抜こうとしたところ、ピットの山が潰れていて抜けないので鉄工キリを使って開けようとし、その途中にキリがビスにかんでドリルで跳ばされ、腕が捻られた。	67	7	30202	—
90	2016	12	13～ 14	加工場において、同僚1名と木材接着作業をしていた。糊付けされて流れてきた板材2枚を持ち上げてプレス機に移そうとした際に、板材のささくれが左親指の付根に突き刺さった。	45	8	10501	10 ～ 29
91	2016	12	8～9	機械を停止させて、ペアでチップパー機に9個付いているナイフホルダーの1個を交換する際、カバーを開けて作業をしていたところ、作業相手が回りのゴミ掃除の為、エアークンプレッサーを使用しようとして、誤ってチップパー機のスイッチを押して稼働させてしまった。あわててスイッチを切ったが惰性でディスクが回ってしまい、被災者がディスクに左足を掛けてい	34	7	10401	10 ～ 29

				たため、カバーとディスクの間に巻き込まれた。				
92	2016	12	11～ 12	ふち貼り機で作業中、削りカスを取り除く作業をする際に、材料が機械の中に残っていることを忘れ、その材料と刃物のカバーの間に指を挟んでしまった。	53	7	10501	10 ～ 29
93	2016	12	15～ 16	客宅新築工事にて、木造2階建て建物の1階外部にて外部耐力面材釘打ち施工中、外部犬走り足場と建物の間を移動中に、釘打ち機のトリガーに指を引っ掛けたまま移動し、釘打ち機が足場の単管に当たった際に自身の太ももを誤射し、左脚太ももを刺傷した。	35	4	30202	10 ～ 29
94	2016	12	10～ 11	家の外の土間で合板のパイプの穴をドリルであけている時に、ドリルのキリが合板をこじて止まり、ドリルの本体が回転し、手首をひねって骨折した。	61	7	30202	1～ 9
95	2016	12	13～ 14	森林内において、チェーンソーを使用し伐採木を切断する時、木の下に滑り込んだ左足甲部をキックバックしたチェーンソーの刃で損傷した。	38	8	60201	1～ 9
96	2016	12	16～ 17	仕口ホゾパイプ穴加工をするため、加工機に材料を投入する際、材料が短く安定していないため、本体と安全カバーの間から右手を差し入れ、親指で上から押さえて固定した。その状態のまま操作盤にて横クランプの操作をしようとしたところ、誤って上クランプのスイッチを入れてしまい、材料と上クランプに親指を挟まれ受傷した。	46	7	10409	30 ～ 49
97	2016	12	17～ 18	工場内にて、ドア製作に使うコア材を昇降盤の丸刃で切っていた際、材料を押さえていた右手親指を切傷した。	32	8	10503	10 ～ 29
98	2016	12	11～ 12	工場内でジャンピングソーによる木取り作業を中断した際、機械の電源を切り、カバーをはずし、刃周辺の木屑を除去しようとし手を差し込んだ。しかし、刃が完全に止まっておらず、左手指を損傷した。	62	8	10501	50 ～ 99

99	2016	12	10～ 11	工場内の超仕上げ加工機で薄い木材板を加工中、機械内にひっかかって進まなくなった板を左手の平を上に向けた状態で押し込もうとした際、上部についているローラーに板といっしょに手を巻き込まれ、機械入口部分で左手の平を負傷した。	60	7	10409	1～ 9
100	2016	12	16～ 17	センター集成材工場で使用している仕上げ切削のモニターに不具合があったため、3G分解修理にかかり、当日分の切削作業が終了していなかったため急いで機械を作動させようと走ったところ、製品を送るローラーの脚部分を固定している金属板の角に右足をぶつけ打撲した。	22	3	10402	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。